

区分	類型	保 護 者 の 状 況		基準 点数	優先 順位		
		細 目					
1	居宅外 労働	外勤	月 1 6 0 時間以上の勤務を常態としている場合	10	4		
			月 1 4 0 時間以上の勤務を常態としている場合	9			
			月 1 2 0 時間以上の勤務を常態としている場合	8			
			月 9 0 時間以上の勤務を常態としている場合	7			
			月 6 4 時間以上の勤務を常態としている場合	6			
		居宅外 自営	月 1 6 0 時間以上の勤務を常態としている場合	10			
			月 1 4 0 時間以上の勤務を常態としている場合	9			
			月 1 2 0 時間以上の勤務を常態としている場合	8			
			月 9 0 時間以上の勤務を常態としている場合	7			
			月 6 4 時間以上の勤務を常態としている場合	6			
2	居宅内 労働	居宅内 自営	月 1 6 0 時間以上の勤務を常態としている場合	9	5		
			月 1 4 0 時間以上の勤務を常態としている場合	8			
		農業	月 1 2 0 時間以上の勤務を常態としている場合	7			
			月 9 0 時間以上の勤務を常態としている場合	6			
			月 6 4 時間以上の勤務を常態としている場合	5			
		内職	月 6 4 時間以上の勤務を常態としている場合	4			
3	求職活動	求職活動中の場合		1	10		
4	育児休業	育児休業取得時に既に保育所等を利用している子どもがいる場合であって、当該子どもの継続利用が必要であると認められる場合		区分 1.2 を準用	6		
5	就学・職業 訓練	日中、就学・技能修得等のため通学し、保育することができない場合		区分 1 を準用	9		
		日中、技能修得のため自宅で就学し、保育することができない場合		区分 2 のうち内職を準用			
6	妊娠・出産	出産予定日の 2 か月前の日の属する月の初日から、出産（予定）日後 2 か月を経過する日が属する月の末日までの期間内である場合		6	7		
7	疾病・障がい	疾病	おおむね 1 月以上の長期入院、もしくは入院見込の場合		10	2	
			居宅内療養 (1 ヶ月以上)	安静を要すると診断された場合、または家庭で保育することが困難と診断された場合			8
				上記以外で通院加療が必要と診断された場合			3
		障害	身体障害者手帳 1.2 級、精神障害者福祉手帳、療育手帳所持の場合		10		
8	同居親族の 介護・看護	施設への送迎、付添介護、重度身体障害者や寝たきり高齢者等の介護を常態とし、保育することができない場合		区分 1 を準用	8		
9	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育することができない場合		10	1		
10	虐待・DV	虐待	児童虐待のおそれがあると認められる場合		8	3	
		DV	配偶者からの暴力により、保育所等の利用の必要性が認めら		4		

区分	類型	保 護 者 の 状 況		基準 点数	優先 順位
		細 目			
			れる場合		
11	不存在	死亡、離婚、行方不明、拘禁、別居（離婚調停もしくは裁判中に限る）等		10	11
12	その他	前各号に掲げるもののほか明らかに保育することができないと認められる場合		区分 1～12 を準 用	12
13	調整点数	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1	
		生計中心者の失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	1	
		ひとり親家庭	子どもが母または父のみに養育されている場合	2	
		祖父母養育家庭	父母不在の場合	2	
		育児休業からの復帰	育児休業取得を理由に退所した子どもについて、休業取得前に利用していた保育所等の利用を希望する場合	5	
		継続子ども	現に保育所等を利用しており、継続して保育所等の利用を希望する場合（地域型保育事業を利用していた子どもが卒園後に保育所等の利用を希望する場合を含む）	5	
		兄弟利用	兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望する場合	3	
		保護者が保育施設等に勤務している場合	保護者が、保育士、幼稚園教諭、保育教諭として保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）に就労中又は就労（復職も含む）予定の場合	5（町内） 3（町外）	
		児童虐待	児童相談所等関係機関から保育所等の利用を必要とする意見書が提出されている場合	5	
		D V	配偶者暴力相談支援センターによる DV 相談の証明書、女性相談所等による一時保護の証明、裁判所の保護命令の通知等の提出があり、ドメスティック・バイオレンスにより保育を行うことが困難であると認められる場合		
		兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が保育所等の利用が可能であるにもかかわらず家庭で保育されている場合	－2	
		同居祖父母	6 5 歳未満で区分 1～11 に該当しない同居の祖父母がいる場合	1 人につき－ 1	
		保育料未納世帯	未納の保育料が 2 ヶ月分以上あり、かつ納付の相談がない場合、または未納保育料の納付約束を履行しない場合	－10	
		その他	前各号に掲げるもののほか、特記する事項があるもの		

注) この表の適用にあたっては、まず保護者（父母）が区分 1～12 のいずれに該当しているかを調べ、これに対応する基準点数及び優先順位を把握します。このとき、複数の区分に該当する場合は、高い方の基準点数を用います。また、優先順位が父母で異なる場合は、低い方の順位を用います。

さらに、区分 13 の調整基準に該当する世帯であるときは、その該当事項に対応する調整点数を把握し、基準点数と合算します。

次に、総合計点数の高い方から利用調整名簿に登載します。この場合、合計点数の値が同じであるときは、優先順位の高いものから登載します。